

令和 7 年 2 月 1 2 日

日本行政書士会連合会 御中

法務省民事局民事第一課

戸籍振り仮名制度広報用ポスター及びリーフレットの送付について（依頼）

今般、戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなったところ、当該制度の周知を目的として標記ポスター及びリーフレットを作成し、配布することとしました。

つきましては、貴会及び各地方事務所の窓口等における備付け及び掲出につき、御協力をお願いいたします。